

平成29年第1回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 2 月 1 3 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号～議案第 2 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 清水閣成
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋

住民環境課長 埋橋嘉彦
健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆浩
代表監査委員 原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年2月13日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 立春が過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。大変御苦労さまです。

ただいまから、平成29年第1回南箕輪村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、丸山豊議員、5番、百瀬輝和議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

先ほど、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成29年第1回南箕輪村議会臨時会の会期日程等につきまして、先ほど議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本臨時会に付議された事件は、議案が2件であります。

会期は、本日2月13日限りといたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日2月13日限りに決定いたしました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

本日、平成29年第1回臨時会を招集申し上げましたところ、何かと御多用の中、全議員の出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

新年も過ぎ、はや2月の中旬を迎えており、時の流れの早さを感じておるところであります。また、暦の上では立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。春が待ち遠しい昨今でございます。

また、このところ、断続的な雪が降りますけれども、大雪にならずにありがたいことであ

ります。今後も、雪の対応には万全を尽くしてまいります。

今、新年度予算、骨格予算であります。詰め作業に追われております。地方交付税を初め、地方贈与税関係が厳しく、財源確保に苦慮しておりますが、村民生活が守られるよう、最後の調整をしながら、3月議会に上程をしております。

また、あわせまして、平成28年度も1カ月半となつてまいりましたので、計画した事務事業の推進に努めてまいります。

さて、本日の臨時会は、御説明を申し上げてありましたが、大芝高原関連事業として計画をしておりました地方創生拠点整備交付金が採択されましたので、補正予算の審議をお願いするものであります。また、あわせまして、当面する事業の補正、生涯学習施設の設置条例をお願いするものであります。

いずれも原案どおりお認めをいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村生涯学習施設設置条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村生涯学習施設設置条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、かねてより進めてまいりました南箕輪村生涯学習施設設置工事の本体部分が完成し、早期に利用するため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、当該施設の設置条例を制定するものであります。早期にということ、中学校の改修という部分が残っておりますので、御理解をお願いいたします。

細部につきましては、教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） それでは、私のほうから細部説明を申し上げます。

議案第1号「南箕輪村生涯学習施設設置条例」についてでございます。

本案は、ただいま村長からの提案理由のとおり、中学生の操作技術、あるいはIT事業や生涯学習に加えまして、幅広い世代の住民が楽しく学びながら地域コミュニティの形成を図る拠点として、かねてより進めてまいりました南箕輪村生涯学習施設の建設工事の本体部分が完成いたしました。今回、中学校の授業と学校運営に支障を来さないように、早期に施設を利用するため、地方自治法第244条の2の規定に基づきまして、当該施設の設置条例を制定するものであります。

2枚目をごらんください。当該生涯施設の設置条例でございます。

第1条では、趣旨として、根拠法令に基づきまして、施設の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとし、第2条では、設置、名称及び位置、第3条では、開館時間及び休館日、第4条では使用の許可、第5条では使用料の納付、第6条では、委任として、当該施設

の使用料、管理等に関して、必要な事項を村長が規則で定めることを規定しております。

なお、附則として、本条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今説明のありましたこの条例のことについてお尋ねいたします。それともう一つ、教育関係には、学校教育、そして家庭教育、社会教育、生涯教育とあるわけですが、社会教育と生涯教育のすみ分けとございますか、接点というものをどんなふうに教育委員会では考えておられるのか。今回、生涯学習施設ができて上がるわけですけど、社会教育との整合性も含めて、御説明をお願いしたいと思います。

さらに、この第5条であります。今御説明をいただきましたが、この文言の中で、ちょっともう少しすっきりした5条にならないのかなと思うところであります。「生涯学習施設を使用しようとするものは、使用料を納付しなければならない」と、この文言が私は必要ないんじゃないかなと思います。といいますのは、この2にあります、「生涯学習施設の使用料は、規則で定める額とする」と、「ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない」と、この文書のほうが私はすっきりしていると思うんですが、この辺は十分検討されてこのような第5条になったのか、御説明をお願いいたします。

それから、この5条の2の部分、それから6条の部分で、規則で定めるとありますが、規則はできているのかどうか、その点について御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学校教育、家庭教育、それから社会教育、大きな教育というカテゴリーの中の3本柱というふうに認識しております。御存じのように、学校教育は学校の中、小中高、幼稚園をそこに含めるかどうかというのは御判断はいろいろあると思うんです。それから、家庭教育は当然家庭。それから、社会教育ということからいいますと、学校を卒業してから、地域の中での社会人としての地域の方々の教育という、そういうふうに認識しております。

今の生涯学習ということなんですが、生涯学習、我々、生まれてから、生涯を通して学び続ける、ちょっと言葉が、ちょっとお仕着せの言葉ではないというふうに思うんですけれども、そこを保障していく、大事にしていく、生き方を全うするといいたいまいしょうか、求めていく、そういうふうに理解しておりますので、今回の生涯学習施設というのは、地域の中で、社会教育、家庭教育、学校教育も含めてのということで、そういう活用できる施設ということを目指している、そういうふうに考えております。

議長（原 悟郎） 次の第5条の件について。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） ただいま御質問のありました第5条の表現の関係、「使用料を納付しなければならない。ただし、特に村長が」という部分であります。内容につきまして、意味も含めて、庁内には例規審査委員会がございます。ここの中で十分検討していただきながら、根拠として制定しております。なお、この要綱につきましては、本議会でお認めいた

だいた後に、原案はもうできておりますけれども、決定をしたく考えております。要綱につきましては、第1条から第14条までの内部の規則、あるいは様式等について規定をしております、原案はできておりますが、まだ公布をしているものではございません。

以上であります。

議長（原 悟郎） 要綱というか、規則だね。

教育次長（藤澤 隆） 規則です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） そうしますと、規則はもうできているということですね。

議長（原 悟郎） 教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 規則の原案はできているというものであります。

議長（原 悟郎） 大熊議員。

9番（大熊 恵二） これは、今、建設の過程で、急いでやっていかなければならないと、村長の提案理由の説明にもありましたが、そういった中で、本来、条例は議会の議決を経なければなりません、規則については議会の議決は必要ないと思うわけですが、その中で、この規則というものが、同時に本来出されて、こういうものだというのが明示されるというふうに、普通で考えれば理解できるわけですが、その辺について、できているんならなぜ一緒に出てこないのか、その辺をお聞きするのと。

それから、先ほど教育長から説明がありましたが、社会教育と生涯教育の接点、社会教育というのは、長年、歴史的にも古いわけですが、途中から生涯教育というものが入ってきて、先ほど教育長の説明のあった、人生のずっと生活していく中で、生涯そういう生涯教育というものは必要なんだということは十分理解できるわけですが、例えば、社会教育の場合は、図書館ですとか、公民館ですとか、そういったものも入ってくるわけですが、社会教育の場合は、生涯教育の場合は、その辺のすみ分けをどういう、今、村に社会教育委員といるわけですが、社会教育委員。その辺と、この生涯教育の場合の接点というか、整合性といいますか、この辺をどう使い分けていくのか。施設ができたからいいではなくて、どう使い分けていくのか、その辺のきちっとしたお考えがないと、こういう施設を時代の要請だからということだけでつくっていくということだけではなくて、どう運用していくのか、その辺について、もう少しわかりやすく、詳しく、私にもわかるように説明をしてください。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育長、その整合性の問題は。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 建物をつくれば云々ではないというのは重々承知しております。

先ほどの接点という言葉が大熊議員が用いられましたが、連携、あるいは今、特に整合性ということが大事ななという。私自身も、まだその整合性については、済みません、勉強不足かなと思いつつながら、今回、今、大事な御質問をいただいているので、今の、例えば、公民館活動、あるいは郷土館も大事な役割、それから主事たちの実際の動き等々を重ねながら、この生涯学習施設を含めて、村の生涯学習のあり方を大きくくりの中でもう一度検討していく必要があるかなと、そういうふうに認識しております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長、規則がなぜ一緒に出ないかという点について。

教育次長（藤澤 隆） 規則につきましては、先ほども申し上げましたように、内部の原案はできておりますが、議会に提案するものではないというふうに、要は必要はないんだろうということで考えておまして、ここでは提案しておりません。必要があれば、またお示しをいたしまして説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今、次長が申し上げましたように、条例だけということであります。本来でありますと、うちの議会の持ち方、全協がありまして、説明申し上げて議会にかけていくというような、そんな方式をとってございましたけれども、今回は、全協やって議会をとるという考えもありましたけれども、1日のうちにそれをやると、いかにも議会の根回しといいますか、そういう部分に受け取りかねないというようなことで、こういう、議会を先に開催し、後で全協というような、こういう方式をとらせていただきましたので、その辺はまたそういう御理解をお願いしたいというふうに思います。当然、条例と規則というのは一体的なものでありますので、また機会を見て、規則は全協の方で説明申し上げていきたいというふうに思います。

それから、生涯学習施設そのものの部分であります。確かに、生涯学習施設として位置づけ、一般の皆さんにも御利用いただくということにさせていただきました。しかし、この施設につきましては、事情がありましてそういう施設となったということでもありますので、その辺の御理解もいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今の三澤議員の質問とちょっとかぶるところがあるわけですが、これが生涯学習施設設置条例ですけれども、公民館設置条例と一緒にのかどうかということをお聞きしたいと思います。というのは、今、公民館は月曜日が休館日になっておりますけれども、これでは月曜日は休館になっていないので、これでいくと、月曜日も使えるという理解でいいのかどうかということと、あと、規則、使用料と管理等については規則で出すということでもありますけれども、今、管理のほうはシルバーに委託して、多分、公民館のほうはやっていると思いますけれども、そういう形態でいくのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 生涯学習施設につきましては、今お示した第3条のとおり、開館日は午前9時から午後9時まで、それから休館日がこの2項になりますので、それ以外は開館をするということになります。時間につきましては、公民館と同じように考えておりますので、その違いはないと思いますけれども、管理の形態につきましては、今、検討をする部分があるんですけれども、やっぱり常駐するわけにはいかない部分もありまして、基本的には学校のほうに管理をお願いしていく必要があると思っております。それ以外は、場合によってはやっぱり今の公民館のほうのシルバーと同様に、同じように管理をしていただくということが必要かなというふうに考えておりますけれども、まだ具体的にはそれは決まっていな部分もありますので、4月、一応この本体部分の使用につきましては、今回、先ほど申しましたように、中学校のいわゆる授業の支障がないようにということで、そこだけは

部分的に供用開始するわけでありますので、一般の方は4月以降というふうに考えております。したがって、それまでには計画を立てて検討をしまっている予定でありますので、よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

3回。

9 番（大熊 恵二） 2回です。答弁漏れ、さっきは。

はい、議長。

議長（原 悟郎） 大熊議員、3回やっています。

9 番（大熊 恵二） いや、それ答弁漏れ。必要とあれば、議長判断で。

はい、議長。

議長（原 悟郎） 答弁漏れはないです。

9 番（大熊 恵二） いや、答弁漏れがあったから聞いたの、さっき。言葉は発してないけれど、私が。

議長（原 悟郎） どうしてもあれですか。

9 番（大熊 恵二） どうしても。

議長（原 悟郎） 前例になっちゃうんで。

9 番（大熊 恵二） 議長判断。

議長（原 悟郎） 議長判断で認めません。

9 番（大熊 恵二） 議員の立場で。

議長（原 悟郎） それでは端的にやってください。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊です。よろしいですか。

議長（原 悟郎） はい。端的にお願いします。

9 番（大熊 恵二） 先ほど、この5条の部分で、こういう規則、規約をつくる場合に、その委員会があると言いましたね、たしか。そこで十分検討して、この第5条になったと、こういう説明でありました。こだわるわけではありませんが、この余計な文言はできるだけ削除して簡潔に、非常にわかりやすいスマートな条例にするのが本来条例です。ここで、私が先ほど申し上げたように、2の部分の頭にして、「生涯学習施設の使用料は規則で定める額とする」、そいで、「ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない」という、これだけで十分目的は果たすと思いますので、その前に、「納付しなければならない」なんて、こんな文言は必要ないと思うんですが、この辺は、十分その審査委員会で検討した割にはちょっとお粗末じゃないかなと私は思うんですが、誰が委員長だったか、誰が責任者だったかわかりませんが、その辺の説明をもう少ししてください。やはり、こういうものはきちんと、誰が見てもわかりやすいような、そういう文言にする、簡潔でわかりやすいようにするというのがこういう条例でありますので、そういうふうにしていかないと、余計な文言がいっぱいくっついていくということは、余り好ましくないということですので、その辺は、これ、副村長になるのかね、説明をもう一回してください。

議長（原 悟郎） 教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 御指摘の答弁漏れ、大変申しわけなかったと思います。

設置条例につきましては、先ほど申しましたが、例規の担当の者と審査委員の担当の者がかわかって確認をしておりますが、基本的には、使用料はまず納付義務を規定した上で、そ

の料金については規則で定めるというふうに順序立てて整理するものだというふうに理解しておりますので、こういった表現でよろしいかというふうに理解しております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） ただいまの御質問の、庁内に例規審査委員会というのがあります。各種条例から規則等のその条例立て、書きっぷりについて、法の準用にのっとって中身をチェックするという委員会であります。その委員長は私が務めておりますが、基本的に、条例では何をうたうかというところから考えますけれども、住民に義務を課す場合には、条例でうたわなければならないというのが通説であります。ですので、税金でつくった施設について、さらに使用料をとるという場合には、条例で使用料をとりますということはどうたわないといけないというふうに考えておりますので、この第5条の第1項で、使用料を発生させて、納付をしていただくということは、明記する必要があるというふうに考えております。それを受けて、料金のその額については規則で定めますよということで、2項で引用をしているという組み立てになっておりますので、義務を課す場合には明記をするという考え方から、こういう条例でいいかなというふうに判断いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 以上で、質疑は終わります。

続いて、議案第2号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、地方創生拠点整備交付金と村債の追加が、また歳出では、この交付金を利用した味工房増改築の設計委託料と工事費の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,528万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億1,884万5,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明をいたしますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第2号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の細部説明を申し上げます。

事項別明細書によりまして、歳出から御説明を申し上げます。

予算書案の12ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、2款、総務費の1項3目、0220財政管理事務でございますが、昨年年第4回定例会

におきまして、6号補正の中で、ふるさと納税関係の補正をさせていただきました。12月中に予想を大きく超える寄附がありましたので、返礼品送付等の業務委託料が不足することとなりました。増額をさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、3款、民生費の2項1目、0331児童手当給付事務の20節でございますが、子供の人数が増加していることに伴いまして、児童手当の支給対象児童も増加しております。若干の不足が生じることとなりましたので、増額をお願いするものでございます。

次の2目、0340保育園運営事業の15節でございますが、南部保育園の非常放送設備の関係でございます。これは、平成3年の改築時に整備をしたものでございますが、現在、非常に不安定な状態となっており、古い装置のため、修理での対応が困難でございます。早急に更新をさせていただきたく、お願いをするものでございます。

続きまして、6款、農林水産業費でございますが、1項3目、0605農業振興事業の9節の旅費の増額と13節の地方創生加速化交付金事業委託料の減額でございますが、地方創生加速化交付金を受けまして実施をしております、ちょこっと農業塾事業の実施状況に合わせましての事業費の調整のための組み替えということでございます。

また、13節と15節、大芝高原味工房の増改築にかかる費用を計上させていただきます。現在、大芝高原味工房では、地域おこし協力隊の2人が活動をしており、ガレットの提供、また農産物の直売の基盤づくりなど、期待を上回る成果を上げてもらっているところでございます。国の補正予算によりまして、地方創生の新たな交付金であります拠点整備交付金という交付金が設けられました。これによりまして、財源を確保し、大芝高原の道の駅化も見据えて、さらなる味工房の魅力アップを図っていくというものでございます。現在の食堂部分の拡張、工房部分の見える化、またできたての販売化というための改修、農産物直売所の増築等を行うため、設計管理費1,500万円、工事費1億2,500万円、合わせまして総事業費で1億4,000万円の追加をお願いいたします。なお、完成には日数を要しますので、1ページの第2条で、繰越明許費として規定をさせていただき、4ページに、第2表といたしまして繰越明許費の表を載せてございますので、お目通しをお願いいたします。

おめくりいただきまして10款、教育費でございますが、2項2目、1009小学校教育振興事務と3項2目、1022中学校教育振興事務のそれぞれ21節に、経済的理由によりまして就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者を対象に、小中学校の入学準備資金を貸し付けるための貸付金の追加をお願いいたします。当初、平成30年度入学に間に合うようにということで制度を整えることとしておりましたが、このほど制度の設計ができましたので、平成29年の入学準備には若干間に合わない部分もあろうかと思われませんが、できる限り利用希望に対応ができるよう、時期を前倒しいたしまして、本補正予算に計上するものでございます。小学校入学の場合は5万円、中学校入学の場合は10万円を限度に、入学前年度での貸し付けを行いまして、原則として入学後、就学援助費の受給時に返済をしていただくということでいきたいということでございます。

また、3項1目、1020中学校管理事務の15節でございますが、中学校の来年度のクラス編成検討をする中で、現在の多目的教室を普通教室に変更しなければならなくなりました。つくりつけの棚を設置するための工事費の追加をお願いするものでございます。

最後に、14款、予備費でございますが、歳入歳出調整をさせていただきまして、370万

3,000円の増額とさせていただきます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、8ページにお戻りをいただきまして、まず、16款1項3目の民生費国庫負担金は、児童手当の増額に伴います国の負担金の増でございます。

次の2項6目、農林水産業費国庫補助金は、大芝高原味工房の増改築に導入をいたします地方創生拠点整備交付金の追加でございます。事業費の2分の1が交付をされるものでございます。

おめくりいただきまして、17款1項3目、民生費県負担金でございますが、児童手当の増額に伴います県分の負担金の増でございます。

続きまして、19款1項1目の一般寄附金でございますが、住民税課税の算定期間の末月が12月ということもありまして、昨年12月に集中してふるさと納税の寄附をいただくことができました。1,500万円の増額をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、23款3項6目の農林水産業債でございますが、大芝高原味工房改築事業は、交付金の残額に100%補正予算債、いわゆる補正予算債を充当することができますので、満額の村債を起こすことといたしまして、7,000万円を計上するものでございます。償還費の50%が後年度交付税措置をされるというものでございます。なお、これによります地方債の補正につきまして、1ページの第3条に規定をさせていただき、5ページのほうに、第3表、地方債補正の表を載せてございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 丸山です。

14ページの大芝高原の味工房のことについてちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、これ、先日、全協でもお話しいただいたのは、冬場の誘客と交流人口を増加させたいというような趣旨で、カフェ化ということが大前提であったような記憶をしております。カフェ化については、私、ちょっとまた一般質問で考えたいなとちょっと思っておりますけれども、この中の設計管理業務委託という中で、道の駅の設置だか、登録というのも一方で進んでいるような気もいたしますけれども、ここら辺のものと幾らか関係することも考えておるのかどうなのかというのはまず1点。

それから、先日も示されたレイアウトの関係だとか、ああいう基本的な絵があったと思うんですけれども、そこら辺のところ、ソフト的、ハード的なものというのは、非常に密接に関係してくるものですから、当然、現在のスタッフの皆さんたちと打ち合わせというか、連携をきちんとやっておられると思うんです。その設計管理に、この基本設計と詳細設計、いろんな過程があるかとも思いますが、これは一緒にやる予定でいるのかどうなのか。議会へ示すというのは、実は今まで、私たちもつい最近まで、こども館だとか、いろんなところと打ち合わせさせていただきまして、それらのかかわるスタッフの皆さんと。なかなか打ち合わせ不足じゃないかというのをちょっと実感的に感じておりますので、今回こういう施設をつくる中で、やっぱりスタッフになる人たちと十分な打ち合わせをした上で、物事の設計に生かしていかなければならないと思います。そこで、基本設計、詳細設計を一緒に考えてお

るかどうか。それと、どの時点で議会へ示されるかどうか。そこら辺のところをちょっと、それを2点目としてお願いいたします。それで、とりあえずお願いします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 丸山議員の御質問にお答えします。

まず、道の駅に関係するかというお話がありました。これは、やはり道の駅構想の中核的な施設になるということも考えております。

それで、レイアウトの関係とか、ソフト、ハード面の打ち合わせについては、味工場のほうとも打ち合わせしておりますけれど、協力隊も交えて、どんな形でやっているかを既に何回か打ち合わせさせていただいております。

それから、設計の関係ですけれど、現時点ではプロポーザル方式を考えております。したがって、基本、詳細一緒というような形になってくるかと思っております。提案をしていただいてということをしていきたいと思っております。また、そこら辺の設計が具体的に決まったところで、議会のほうにお示しをしたいと思っております。

これからも、定期的に味工場とは打ち合わせをしていきますので、打ち合わせ不足のないような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

15ページの就学援助金の入学準備金の支給についてでありますけれども、3月の時点で準備金が支払われるということは、今、全国各地で取り組んでおりますけれども、南箕輪でもいち早く実現することができて、とてもうれしいことだというふうに思います。

入学準備金については、小学校が5万円と中学校が10万円ということで、これは実際にこのぐらい入学するときにはかかるということの中で、特に中学校の場合は、制服と体操着とか、いろんなものが高額ということでこの金額になったというふうに思うわけでありまして。このことは、ゼロ予算でできるということで、前からもお願いしてきたんですけれども、本来は7月に払われるものの中で相殺されるということで理解はいいと思うんですけれども。この部分については、実態とちょっとかけ離れているところがありまして、就学援助金の中では、生活保護をベースにして決められているというふうに思うんですけれども、その中では、16年度では、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円ということで決められています。それに準拠して、多分今の就学援助金は払われているというふうに思うんですけれども。実は、昨年5月の段階で、参議院の田村智子議員が国会の文教委員会で質問した中で、ランドセルや制服などの費用と就学援助が大きく乖離しているという質問がありまして、今度の通達の中で、就学援助にかかわる入学準備金は、小学校で4万円、中学校で4万7,400円というふうに引き上げられています。なので、それに合った実態で17年度はぜひ就学援助をそういう形でしていただきたいということと、あと、実態は相殺されるので、ちょっと乖離する部分もかなりあるということで、その部分についてはまたぜひ充実していただいたいというふうに思うことと、それからあと、お知らせすることがまず第一だというふうに思うので、6年生の人たちはわかっているのだからかなりいいと思うんですけれども、小学生の新入学生については、一刻も早くちょっとお知らせしないと間に合わない部分があるというふうに思いますので、その点は確実に制度を理解していただいて、有効に使っていただけるような

取り組みをお願いしたいというふうに思います。

以上、2点ですけれど。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 三澤議員の御質問、2点であります。

今お話のありました義務教育段階の就学援助というところで、国からは、平成29年度、今、三澤議員の御指摘のように、単価引き上げを予定しております。これが、小学校では、先ほど4万円とおっしゃいました。多分4万600円だと思います。それから、中学校が4万7,400円ということで引き上げになります。これも教育委員会でも承知はしておりまして、その部分を含めて、5万、10万ということで、なおかつ、ランドセル、あるいは制服等々の準備に費用も踏まえて、小学校は5万、中学校は10万あれば、これは十分入学の準備には足りるという判断の中で限度額を決めました。これは、翌年度の要保護、準要保護の支援の支給の額の一番下の限度額にも合わせて、それ以内というところで設定をしましたので、この金額の限度額があれば準備はできるというふうに判断しております。

また、説明につきましては、先ほど、入学の保育園児の説明会では、こういった準備金の予定があるという説明を保護者にはさせていただきました。ただ、今回は、副村長の説明にもありましたが、これから手続を踏みますので、入学の直接の準備には間に合わないかもしれませんが、来年以降はそういったことで、年内に案内をして、そして翌年の1月に決定をして、2月には支給をしていくといった、そういった通常の前定で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 就学援助費があらかじめ出されるということはすばらしいことだなと思います。

10ページのふるさと納税の関係なんですが、功罪についてもいろいろ言われてはいますが、村の振興産業としてすばらしいなと思います。それで、どんな返礼品が多いのかというようなこと、ちょっと具体的に教えてください。それと、その内容を、誰が、どのようにして決めているのか。例えば、こういうものもいいよというものをどのように決めているのか。それから、委託料がふえてくるということは、やはり契約数にというか、返礼数によって決まって、そういうふうに高くなっちゃうのか、ちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） ふるさと納税の関係についてお答えをいたします。

まず、返礼品のどんなものが多いかということでもありますけれども、4月から1月現在までの集計でまいりますと、多いものから言いますと、ジェラートのアイス、それが一番多くて480件余り。それから、2番目としてましてお米ですね、15キロ、風の村米だより、これが200件。それから、3番目にジェラート、済みません、最初の1番は16個のセットであります。3番目に12個のセットが187件。それから、それ以降につきましては、日本酒ですとか、地元企業さんの化粧品のセット、それからナシ、リンゴ等のような順になってきております。

それから、返礼品の内容をどのように決めているかということでもありますけれども、これにつきましては、やっぱり南箕輪村へのふるさと納税でございますので、村の産業にかかわ

る、産業と申しますか、にかかわるものということで、村内企業さんですとか、それから村内でとれる、さっきも言いましたけれどもお米、それから果樹ですね、そういったものの関係で、これにつきましては産業課の農政の係の担当者、それから味工房、大芝開発公社等あたりと協議をしまして、今言いましたけれども産業課ですとか、うちの財政の係の者が行って、出品の依頼とかいうことに、またお手伝いできるものはさせていただくようなこととしております。

それから、委託料の関係ですけれども、委託料につきましては、寄附金額の12%、それに、あと税の、消費税分を掛けたものをお支払いしているということで、のような契約になっております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 1 番、加藤です。

交付金によって、大芝、味工房等の施設が充実されていくということは、大変喜ばしいことではありますが、現在もそうではありますが、中身が非常に未熟というような感じを受けております。器ができて、魂が入らないような状況ではまずいと思いますので、人事を初めとして、管理運営、これについてどのように考えているか。この改修工事等にかかわるか、かわらないかはちょっとあれですけど、その内容についてちょっと説明をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御指摘のとおり、建物ができて、運営をどうするのかという、このことが一番重要なことでもあります。人事面につきましては、協力隊員の協力もいただきながら、今、徐々に充実をしておるところでもありますので、その辺は十分考慮してやっていきたいなというふうに思っております。

交付金を利用して味工房をカフェ化していくことは、そうしていくことがいいことだろうというふうに判断したところでもあります。ガレットも好調でありますし、時間も延長していきたいという考え方でおります。夜も営業をしていきたいということを考えております。

それから、農産物の直売所につきましては、途中からと申しますか、あれを始めてから、売り上げも伸びております。さらに、そういったものを伸ばす、村内の産業振興とあわせて考えておるところでもあります。現在の売り場では、温度管理もできない、そういった面がありますので、新しくできれば、そういったこともきちんとでき、さらに農業者との接点というのも今、組織的なそういうものも始めておりますので、そんなところを中心としながら、充実した施設にできればというふうに考えておるところでもあります。

したがって、そういった相対的なことを考えながら、人の体制も考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの村長の答弁の中にもありまして、時間延長というようにして営業を充実していきたいということではありますが、今現在、大芝の湯、味工房も木曜日、両施設とも休みと、こういう状況の中で、味工房はやる気があるのか、こういうふうに私は思うので、大芝の湯においては、それはやっぱり機械器具の点検、衛生上の問題がある

から、木曜日、休暇があってもそれは仕方がないことだと思います。しかしながら、これからでも大芝へ訪れる方がいる。両方休みと、それはじゃないし、やる気があるならば、従業員のローテーションはどういうふうにしてもいいから、木曜日、両施設が休みというようなことがどういうことであるか、そういうことはなくするようというように思いますが、その辺はどのように。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 味工房、木曜休みということに現在もなっておりますし、大芝の湯も木曜休みというふうになっております。

大芝の湯につきましては、今、加藤議員申されたとおり、施設点検、これは義務づけられておりますので、これはしていかざるを得ないというふうに考えております。

味工房につきましても木曜休みという部分で今までやってまいりました。味工房の会の皆さんにもかかわっていただきながらということやってきたところであります。この辺につきましては、ローテーションがどうできるのか、あるいは夜間営業もということも視野に入れておりますので、その辺も十分勘案しながら、また十分検討をさせていただきたいというふうに思います。と同時に、冬場と夏場の違い、このこともあろうかというふうに思っております。その辺も考えながら検討をさせていただきますので、冬場、要望をいただいて、いろいろ考えた部分もありますけれども、経費のほうがかかかってしまうというような、冬場のあの高原の部分で平常日という、こういう部分を考えれば、やむを得なかったのかなというふうには思っております。やる気はありますけれども、その辺も、施設的に十分整備しながら検討をさせていただくということをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

これは私の勉強不足というか、知識不足かもしれませんので、ちょっと聞くのにちゅうちょしているんですが、それでも、聞くは一時の恥聞かざるは末代までの恥と言いますので、ちょっと教えてほしいんですが、この06款の14ページになります。06款の節の13の委託料であります。工事請負費が1億2,500万に対して、増改築の設計管理委託料が1,500万円という、10%を超えているわけですが、この辺はこんなにかかるものなのかどうなのか、どういう段取り、この予算が通らなければ事業の発注はないわけですが、こういう、これが妥当なのかどうか、その辺、ちょっと説明をいただけませんか。10%を超えている委託料というのは、今まで私も、余りこんな大きい金額は、工事の金額に対して委託料がこれだけ大きいというのは余り例がないような気がするんですが、比率からすると10%を超えているということですので、ちょっとこの辺の御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 御質問のことについてでございますが、工事請負費1億2,500万ということですが、この中で、設計料については8%という考えです。それから、管理ということで4%ということで、合計12%という金額で、これ、一般的な経費ということで委託料を計上してありますので、よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 委託料につきましては、標準的な部分で、標準経費というか、決められた部分がありますので、それで一応予算づけはさせていただきました。それがそのままなるといふ、こういう部分はちょっと考えにくいなというふうに思っております。これから詳細的な部分をやっていく中で、どういう設定をしていくのか、それによってまた、いずれにいたしましても、1億4,000万という事業費、これは、設計委託料と工事請負費で合わせて1億4,000万、消化をしなければなりませんので、その辺の組み替えというのは十分あり得るといふふうに考えておるところであります。標準という部分で予算づけはさせていただいたということでございます。今までの設計管理、非常に安い部分でやってまいりましたけれども、いろんな御要望等々もありまして、やはり標準的な部分でもっておくのがいいだろうという考え方の中で今回は予算づけをさせていただきましたけれども、実際の入札になりますと、かなり低い額になる可能性もありますので、その辺の調整というのはさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） よく議会にも、陳情または請願で、建築士の設計の業者からの陳情で、正当な設計料、委託料をぜひ払ってほしいというような陳情、請願も過去にはありました。最近もあったかどうか、ちょっと記憶にありませんが、普通、三、四%ですよ、実態は。その辺をよく見きわめて、10%、これ、私が1億2,500万円の家を建てるのに、1,500万なんていうのはとても払えませんよね、一般的に考えて。自分の家を建てるときに、1億2,500万円かかりますと、それで、さらに設計料が1,500万円かかりますと、ほしたら、みんな、二の足を踏んじゃうと思うんですね、設計料。だから、この辺は、今、村長が言ったように、実態はまた別だということで、一応、基準どおりの計画を計上したと、こういう理解でいいわけですね。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） そのとおりでいうことで御理解いただければというふうに思います。ただ、実態が、今、三、四%ということはありませんので、かなり高くなってまいりました。ほかの施設、ほかの市町村を見ましても、七、八%、実態はそのぐらいになっていると思います。設計料と管理料合わせてということでございますので、お願いをいたします。

いずれにいたしましても、この施設につきましては1億4,000万という、こういうことで内閣府のほうへ申請をしてありますので、この1億4,000万を有効に使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村生涯学習施設設置条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 慎重な御審議をいただく中で、お認めをいただきまして、ありがとうございました。

今、本当にこの地方創生事業に追われているなというのが実感でございます。こういった事業を数多く取り入れて本村でもおります。担当課はさらに忙しくなりますが、今お認めをいただきました事業につきましては、大芝高原の活性化につながるよう、事業の推進を図ってまいります。

また、先ほども申し上げましたが、新年度予算の編成、平成28年度の締めくくり、このことがしっかりできるよう取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これをもちまして、平成29年第1回南箕輪村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午前10時02分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員